

学校伝染病の取扱いについてのお願い

下記学校伝染病にかかった場合は、学校保健法で出席停止になり、幼稚園への出席はできません。登園の際は、下記医師の証明を担任までお届け下さい。

学校伝染病（第一種・第二種） 法定伝染病

| | |
|---------------------|---|
| インフルエンザ | 発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過してから |
| 百日咳 | 特有の咳が消失するまで。または、5日間の適正な抗菌薬による治療が終了するまで |
| 咽頭結膜熱 (プール熱) | 発熱、のどの痛み、眼の充血などの主な症状がなくなって2日を経過してから |
| 麻疹 (はしか) | 体温が平熱になり3日を経過してから |
| 風疹 (3日はしか) | 発疹が消えてから |
| 水痘 (水ぼうそう) | すべての発疹がかさぶたになり、医師が感染の恐れがないと認めてから |
| 流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ) | 耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫れが発現した後5日を経過し、全身状態が良好になったら |
| 流行性角結膜炎 (はやり目) | 眼の充血症状が治まり、医師が感染の恐れがないと認めてから |

この他にも、急性出血性結膜炎・ポリオ・結核・腸管出血性大腸菌感染症(O157、O26、O111など)・日本脳炎・侵襲性髄膜炎菌感染症などがあります。

登園許可証

クラス

園児氏名

学校伝染病（ ）は治癒しましたので

月 日より登園を許可します。

令和 年 月 日

医師名

印